健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和７年度決算に基づく健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会へ報告しましたので、その内容を公表します。

1　健全化判断比率

指　標	利島村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.0％	20.00％
連結実質赤字比率	－	20.0％	30.00％
実質公債費比率	6.6％	25.0％	35.0％
将来負担比率	－	350.0％	－

各指標の意味

● **実質赤字比率**　一般会計等の赤字の程度を、標準的な財政規模に対する割合で示す指標です。

● **連結実質赤字比率**　一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標です。

● **実質公債費比率**　借入金（地方債）の返済額等の負担の重さを示す指標です。

● **将来負担比率**　地方債残高など、将来にわたり負担することが見込まれる実質的な負債の大きさを示す指標です。

2　資金不足比率

公営企業会計について、事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標です。対象となる会計がある場合は、次の表により公表します。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業	－	令第 17 条第１号の規定により事業の規模を算定
浄化槽事業	－	令第 17 条第１号の規定により事業の規模を算定